

## 西之表市農業委員会「非農地証明」交付基準

西之表市農業委員会は、現況が非農地である土地について、その所有者などの願い出により非農地証明を行う場合は、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準について（平成20年4月15日付け19経営第7907号）の第3に準じて、次の基準により処理する。

- 1 原則として人為的に手を加えていない土地で、次の要件のいずれかを満たした土地とする。
    - (ア) 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）以前から非農地であった土地。
    - (イ) 自然荒廃により樹木、竹、葦等が繁殖し、農業用機械では農地への復元が不可能である土地。
    - (ウ) 自然災害により農地として原状回復が著しく困難であると認められる土地
    - (エ) 上記以外の場合であって、その土地の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用できないと見込まれる土地。
  - 2 住宅、住宅等の進入路又は非農業的構造物に利用され、おおむね20年以上経過した土地。

非農業的構造物とは、倉庫、車庫、駐車場、グラウンド、資材置場等をいう。
  - 3 上記1及び2以外の土地で、次の要件のいずれかを満たした土地とする。
    - (ア) 農業用機械により農地への復元が可能と判断された農地のうち、自然災害やその他の事情により農地への進入路が確保出来なくなった土地。

また、水田にあつては取水施設が利用出来なくなった土地。
    - (イ) 人為的に手を加えた土地のうち、手を加える以前から農地として利用出来なかったことを証する資料があり、別紙顛末書が提出された土地。

証する資料とは、写真、航空写真、周辺農家2以上からの聞き取りで明らかに荒廃地であった事実の確認書等とする。
    - (ウ) その他農業委員会会長が非農地として認め、総会において委員の過半数以上の承認があつた土地。
- (附則) この交付基準は、平成25年6月17日から適用する。  
(附則) この交付基準は、平成26年1月17日から適用する。  
(附則) この交付基準は、平成27年4月1日から適用する。